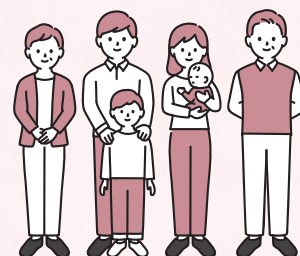




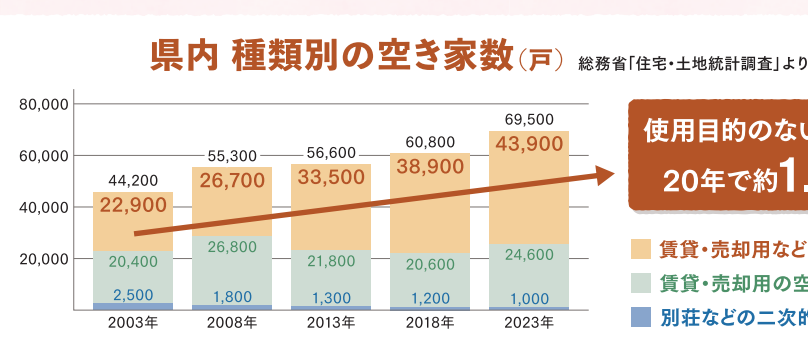
空き家の放置は危険 適切な管理と対応を

少子高齢化の進展とともに空き家問題は深刻化しています。国は「おおむね1年以上誰も住んでいないまたは使用されていない建物」を空き家と定義しています。総務省の調査によると、県内では使用目的のない空き家の戸数が2003年から20年間、約1.9倍に増加しており、今後さらに増える見込みです。放置した空き家が老朽化して倒壊などが起こり、近隣住民に迷惑をかけてしまう場合もあるため、そうなる前に対応が必要です。空き家を所有する人は、まずは適切な管理を行い、整理や活用、処分について考えましょう。



**県内の空き家
5年で8700戸増**

総務省が実施した「2023年住宅・土地統計調査」によると、本県の空き家は6万9500戸で5年前の前回調査と比べて8700戸増加しました。総住宅数に占める空き家の割合（空き家率）は15.8%で、前回調査から2.2%上昇。全国の空き家率の上昇幅は0.2%だったことから、本県の空き家率の上昇が大きいことが分かります。



空き家のリスク



- 景観の悪化
 - 老朽化に伴う倒壊
 - 積雪時などの重大事故
 - 獣害や害虫被害などによる衛生環境の悪化
 - 不法侵入など犯罪の温床になる
- 所有する建物を「危険な空き家」にしないためには適切な管理が重要です
● 売却、賃貸といった活用や、解体などについて検討しましょう

解体補助制度 市町村の窓口

● 補助の要件は市町村により異なります ● 解体補助制度のほかに、空き家活用補助制度もあります ● 本年度予算の上限に達している場合があります ※詳しくは各市町村に問い合わせください

市町村	補助率・上限額等	問い合わせ先
鹿角市	1/2以内(上限30~50万円)など	生活環境課 ☎0186-30-0219
小坂町	1/5以内(上限15万円)など	総務課 ☎0186-29-3907
大館市	1/4以内(上限25万円)など	危機管理課 ☎0186-43-7100
北秋田市	1/2(上限50万円)など	生活環境課 ☎0186-62-6628
上小阿仁村	1/2(上限50万円)	住民福祉課 ☎0186-77-2222
能代市	1/2(上限50万円)	総合防災課 ☎0185-89-2115
藤里町	1/2以内(上限50万円)	生活環境課 ☎0185-79-2115
三種町	1/2(上限60万円)など	町民生活課 ☎0185-85-4823
八峰町	1/2(上限50万円)	防災町民課 ☎0185-76-4666
秋田市	1/2(上限50万円)	住宅政策課 ☎0188-888-5770
男鹿市	1/2(上限50万円)など	危機管理課 ☎0185-24-9113
潟上市	1/2(上限50万円)	地域づくり課 ☎0188-853-5370
五城目町	1/2以内(上限15万円)など	住民生活課 ☎0188-852-5112
八郎潟町	1/2(上限50万円)	住民生活課 ☎0188-875-5806
井川町	4/5以内(上限100万円)など	町民生活課 ☎0188-874-4416
由利本荘市	1/2(上限50万円)	生活環境課 ☎0184-24-6253
にかほ市	1/3(上限30万円)など	生活環境課 ☎0184-32-3033
大仙市	1/2(上限50万円)など	総合防災課 ☎0187-63-1111(内386)
仙北市	1/2(上限20万円)	まちづくり課 ☎0187-43-3315
美郷町	1/2(上限50~80万円)	住民生活課 ☎0187-84-4903
横手市	1/2(上限50万円)など	生活環境課 ☎0182-35-4099
湯沢市	1/2以内(上限25万円)など	環境共生課 ☎0183-73-2115
羽後町	1/3(上限30万円)など	町民生活課 ☎0183-62-2111(内118)
東成瀬村	1/3(上限50万円)	総務課 ☎0182-47-3401
大潟村	※空き家活用補助金のみ	総務企画課 ☎0185-45-2111

相談無料! 県の空き家相談会

解体事業者、不動産事業者、司法書士ら
専門家がアドバイスをいたします

日程や会場などの
詳細はこちらの
2次元コードから

【問い合わせ先】 秋田県地域づくり推進課 ☎018-860-1237



市町村の制度活用を

県内の各市町村は空き家の解体・撤去や活用に対する補助制度を設けています。空き家の解体・撤去費用は大潟村を除く24市町村が補助を行っています。

また県は、空き家の所有者や実家などが空き家になる可能性がある人に対して、市町村の制度や県の相談会を活用し、空き家問題の早期解決を図ります。



空き家の増加を抑制するための改正空き家対策特別措置法が2023年に施行されました。市町村は、倒壊の恐れがあり周囲に著しい悪影響を及ぼす「特定空き家」に加え、放置すれば特定空き家になる恐れがある「管理不全空き家」を認定。空き家の所有者に対し、管理を遂行するよう指導・勧告できるよう指導・勧告できるようになりました。



- 市町村は、放置すれば特定空き家になる恐れがある建物を管理不全空き家に認定できます
- 市町村は特定空き家と管理不全空き家の所有者に対し、適切な管理を遂行するよう指導、勧告できます

空き家のご相談は マークのお店に

秋田に住もう



のこった のこった

商標登録：524269549

秋田県宅建協会

〒010-0942 秋田市川尻大川町1番33号 秋田県不動産会館
TEL.018-865-1671



確かな施工技術で資源循環・地域環境保護を。

当協会は、解体工事業として健全な発展と社会的地位の向上を図り、地域環境の保全を推進して建設業の一翼を担う専門工事業として、社会に貢献していくことを目的としています。

構造物や建築物の解体工事は増加の一途を辿っており、高度の解体工事施工技術が要求されています。そのため当協会会員には、「解体工事施工技術士」の資格者が在籍し、現場に常駐しています。

解体のご相談等については、当協会へご連絡いただければ近隣地区の優良業者をご紹介します。

一般社団法人 秋田県解体工事業協会

秋田市旭北栄町1-49 GOWINビル 4階C号 TEL.018-838-6070 <http://www.akita-kaitai.jp>

行政書士にお任せください

官公署に提出する書類

各官庁、都道府県庁、市・区役所、町・村役場、警察署等

権利義務に関する書類

遺産分割協議書、各種契約書、内容証明、定款等

事実証明に関する書類

実地調査に基づく各種図面類、各種議事録、会計帳簿、申述書等

行政書士は、上記書類の作成とその代理、相談業務、許可に関する手続の代理を業としています。皆様が何かを始めたいときや困ったときには、お近くの行政書士にお気軽にご相談ください。

秋田県行政書士会 TEL.018-864-3098

「空き家問題」も司法書士にご相談ください。

司法書士は相続登記手続、財産管理手続の専門家です。

秋田県司法書士会では、相続登記相談センター及び総合相談センターを設置し、相続・遺言・成年後見・借金問題など、司法書士による登記・法律の無料相談をおこなっています。お気軽にご相談ください。

相談予約電話 ☎018-824-0055

秋田県司法書士会



業界最古(創立72周年、昭和27年設立)の歴史と信頼

不動産の開業を しっかりサポート

資金、情報、信用力など不動産業経営には必要なものがいっぱい。全日本不動産協会・不動産保証協会が御社の起業・運営をさまざまな角度から支援いたします。

私たちは、**オールジャパンの**ネットワーク体制で
空き家の問題に
取り組んでおります!!

47都道府県すべて

公益社団法人
全日本不動産協会

秋田県本部 ☎018-827-7075
〒010-0951 秋田市山王五丁目9-11
山王ガーデンプラザ1F-B

Osaka Healthcare Pavilion
ZENNICH

<https://akita.zennichi.or.jp/>